

令和7年人事院勧告への対応について

令和7年8月7日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町については、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、以下のとおり、今回においても同様の対応を行うことを想定しています。

官民給与の比較方法の見直し

官民給与の比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げ

I. 人事院勧告の内容

【給与勧告のポイント】

- 月例給の引上げ（平均3.3%）
- ボーナスの引上げ（0.05月分）
- 地域手当 R7:10% → R8:11%
- 通勤手当
 - ・「60 km以上まで」の距離区分について金額引上げ
 - ・「65 km以上から100 km以上まで」の区分を新設
 - ・駐車場等に対する通勤手当を新設（上限5,000円/月）

1. 月例給の引上げ

〈改定内容〉民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ初任給を引上げる。（大卒程度12,000円、高卒者12,300円引上げ）
おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

（平均改定率：全体3.3%）

【1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5～7級2.8%】

2. ボーナスの引上げ

〈改定内容〉民間の支給状況に見合うよう引上げる。

現行：年間4.60月分 → R7～：4.65月分（+0.05月分）

期末手当及び勤勉手当をともに0.025月分ずつ均等に配分

一般職員（再任用職員以外）の支給月数【4.60月分→4.65月分】

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和7年度	期末手当	<u>1.250月</u>	<u>1.275月（現行1.250月）</u>
	勤勉手当	<u>1.050月</u>	<u>1.075月（現行1.050月）</u>
令和8年度 以降	期末手当	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>
	勤勉手当	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>

定年前再任用短時間勤務職員の支給月数【2.40月→2.45月】

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和7年度	期末手当	0.700月	0.725月（現行0.700月）
	勤勉手当	0.500月	0.525月（現行0.500月）
令和8年度 以降	期末手当	0.7125月	0.7125月
	勤勉手当	0.5125月	0.5125月

3. 地域手当の引上げ

令和6年度の人事院勧告において、支給地域の単位の大きくくり化を実施

地域手当の引上げ（現行：10% → R8：11%） ※R9までに段階的に12%へ

4. 通勤手当

①「10 km以上」の距離区分について引上げ。令和7年4月遡及

②「60 km以上」について5 km刻みで新たな距離区分を設ける。令和8年4月実施

距離区分（片道）	使用距離区分別手当額		
	現行	①改定後 （令和7年4月）	②改定後 （令和8年4月）
5 km 未満	2,000 円	2,000 円	2,000 円
5 km 以上 10km 未満	4,200 円	4,200 円	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円	7,300 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	10,400 円	10,400 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円	13,500 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円	16,600 円	16,600 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円	19,700 円	19,700 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円	22,800 円	22,800 円
40km 以上 45km 未満	24,400 円	25,900 円	25,900 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円	29,100 円	29,100 円
50km 以上 55km 未満	28,000 円	32,300 円	32,300 円
55km 以上 60km 未満	29,800 円	35,500 円	35,500 円
60km 以上 65km 未満	31,600 円	38,700 円	38,700 円
65km 以上 70km 未満			42,200 円
70km 以上 75km 未満			45,700 円
75km 以上 80km 未満			49,200 円
80km 以上 85km 未満			52,700 円
85km 以上 90km 未満			56,200 円
90km 以上 95km 未満			59,600 円
95km 以上 100km 未満			63,000 円
100km 以上			66,400 円

※60km 以上
は 31,600
円

※60km 以上
は 38,700
円

③駐車場等に対する通勤手当を新設（上限5,000円/月）。令和8年4月実施

II. 熊取町の対応（案）

国公準拠の観点に基づき、人事院勧告に準じた対応を行う。

1. 改定内容

(1) 月例給の引上げ

【正規職員】

・平均改定率：+3.3%

【1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5～7級2.8%】

【会計年度任用職員（1級：時給、2級：月給・日給）】

・平均改定率：+3.3%程度の賃金改定を実施

※人事院勧告の趣旨を踏まえ、正規職員と同等の改定が妥当であると考え、人事院の給料表をベースにすると改定率が3.3%を超えるため、今年度から独自の給料表を作成し、+3.3%に相当する号給を新設する。

(2) 賞与（期末手当、勤勉手当）の支給月数の引上げ

・年4.60月→年4.65月（定年前再任用短時間勤務職員は年2.40月→年2.45月）
0.05月増加分は12月期末手当、勤勉手当に反映

(3) 地域手当の引上げ（現行：10% → **R 8 : 11%** → R 9 : 12%）※昨年度改正済

(4) 通勤手当の引上げ

項目	実施時期
①「10 km以上 15 km未満」から「60 km以上」までの距離区分の金額引上げ	令和7年4月（遡及対応）
②「65 km以上」から「100 km以上」までの区分を新設【新設】	令和8年4月
③1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等に対する通勤手当【新設】	未実施（予定）

※③方針

公共交通機関の利用による環境負荷の少ない通勤形態を推進しており、環境保全（温室効果ガス、交通渋滞）の観点から慎重に検討すべきであるため、他市町の状況等を参考に検討する。

(5) 改正条例・規則

一般職職員給与条例・規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例・規則
一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(6) 施行日

令和7年12月16日(本会議最終日)

月例給：令和7年4月1日から適用(遡及)

賞与：令和7年12月1日から適用(遡及)

※遡及により生じる差額分(給与、賞与等)は、令和7年12月25日支給予定

3. 特別職、議会議員の賞与について

特別職、議会議員の賞与は、平成28年度まで、原則一般職職員の給与改定に準じて改定を行い、平成29年度から令和3年度(5年間)の間は改定を行っていませんでしたが、令和4年度から改定を実施しています。(町長除く)

(1) 改定内容

【町長】支給月数据置き(年4.25月)

【副町長・教育長・議員】支給月数の引上げ(0.05月)(年4.55月→年4.60月)

	6月期	12月期
令和7年度	2.275月(支給済み)	<u>2.325月(改定前2.275月)</u>
令和8年度以降	<u>2.30月</u>	<u>2.30月</u>

(2) 改正条例

- ・常勤特別職職員給与条例
- ・議会議員報酬等条例

(3) 施行日

令和7年12月16日(本会議最終日)

賞与：令和7年12月1日から適用(遡及)

※遡及により生じる差額分は、令和7年12月25日支給予定